

## ご利用料金表(1日あたり)

### 【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

項目		自己負担額 (1割負担の額)	自己負担額 (2割負担の額)	自己負担額 (3割負担の額)	利用料金 (保険不適用時)	
基本部分	従来型個室 要介護1	611円	1,223円	1,835円	6,119円	介護福祉施設サービスの基本部分です。
	要介護2	684円	1,369円	2,053円	6,845円	
	要介護3	760円	1,520円	2,281円	7,604円	
	要介護4	833円	1,666円	2,499円	8,330円	
	要介護5	904円	1,809円	2,713円	9,045円	
個別機能訓練加算Ⅰ		12円	25円	38円	128円	常勤の機能訓練指導員が、他職種と共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練及び評価を行います。
個別機能訓練加算Ⅱ		月額21円	月額42円	月額63円	月額213円	上記加算Ⅰに加え、個別機能訓練の内容等の情報を、厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定されます。(月額料金)
精神科医師による療養指導加算		5円	10円	15円	53円	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に算定されます。
日常生活継続支援加算		38円	76円	115円	384円	重度の要介護状態の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し日常生活の支援を行います。(新規入所者で要介護4もしくは5が7割以上、介護福祉士6割以上)
看護体制加算Ⅰ		6円	12円	19円	64円	常勤の看護師を配置し、日々の健康管理を行う体制を整えます。
看護体制加算Ⅱ		13円	27円	41円	138円	看護師をより手厚く配置し、日々の健康管理を行う体制を整えます。
夜勤職員配置加算Ⅰイ		23円	46円	70円	234円	夜間を中心とした時間帯における職員数を手厚く配置します。
夜勤職員配置加算Ⅲイ		29円	59円	89円	299円	夜間を中心とした時間帯における職員数を手厚く配置し、夜間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置します。
栄養マネジメント強化加算		11円	23円	35円	117円	利用者の病状に応じて医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士等が食事提供の管理を行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ		月額96円	月額192円	月額288円	月額961円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、入居者ごとに計画書を作成し管理する場合に算定されます。(月額料金)
口腔衛生管理加算Ⅱ		月額117円	月額234円	月額352円	月額1,174円	上記加算Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に算定されます。
若年性認知症受入加算 ※対象者のみ		128円	256円	384円	1,281円	若年性認知症の利用者を受け入れて、介護サービスを提供する場合に評価を行います。
療養食加算 ※対象者のみ		1食6円	1食12円	1食19円	1食64円	医師、管理栄養士等が共同して利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、計画に従って栄養管理を行います。(1食毎、1日3回まで)
経口移行加算 ※対象者のみ		29円	59円	89円	299円	医師、管理栄養士等が共同して経管により食事を摂取している利用者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従って経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行います。
経口維持加算(Ⅰ) ※対象者のみ		月額427円	月額854円	月額1,281円	月額4,272円	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに経口摂取維持計画を作成し、計画に従って経口による食事の摂取を維持するための特別な管理を行います。(月額料金)
経口維持加算(Ⅱ) ※対象者のみ		月額106円	月額213円	月額320円	月額1,068円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに経口摂取維持計画を作成し、計画に従って経口による食事の摂取を維持するための特別な管理を行います。(月額料金)
再入所時栄養連携加算 ※対象者のみ		月額427円	月額854円	月額1,281円	月額4,272円	入居者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養等)で、施設側と医療機関側の管理栄養士が連携して再入所後の栄養管理の計画を作成し、再入所した場合に、1回算定します。(月額料金)
科学的介護推進体制 加算Ⅰ、Ⅱ		月額42円 月額53円	月額85円 月額106円	月額128円 月額160円	月額427円 月額534円	入居者の心身の状況等(加算Ⅱについては心身に加え疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービス提供に当たって、規定する情報その他サービスを提供する際に必要な情報を活用して、サービスの質の向上の取組を推進する体制が整備されている場合に算定されます。(月額料金)
ADL維持等加算 Ⅰ、Ⅱ		月額32円 月額64円	月額64円 月額128円	月額96円 月額192円	月額320円 月額640円	入居者のADLを良好に維持・改善でき、厚生労働省に報告する取組が実施できている場合に算定されます。月額料金です。 ※Barthel Indexを適切に評価できる者が入居者全員のADL値を測定して、月ごとに厚生労働省に提出し、開始翌月から起算6月目に測定したADL値等から評価したADL得平均の値が、1以上(加算Ⅱは2以上)であることが算定要件(月額料金)
自立支援促進加算		月額320円	月額640円	月額961円	月額3,204円	医師が入所者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、定期的な評価の見直しと、多職種共同による支援計画の策定、ケアの実施、定期的な計画の見直しおよび医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合に算定されます。(月額料金)
排せつ支援加算Ⅰ ※対象者のみ		月額10円	月額21円	月額31円	月額106円	排せつ介助を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排せつにかかる要介護状態を軽減できると医師等が判断し、利用者もそれを望む場合、原因等を分析し、その結果を踏まえた計画の作成と支援を実施する場合に算定します。(月額料金)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ ※対象者のみ		月額3円	月額6円	月額9円	月額32円	入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、入所時とその後定期的な評価を行い、その評価の結果、リスクがあるとされた入居者に対し、褥瘡管理に関する計画を作成し、計画に基づき管理を行い、定期的な評価と見直しを実施する場合に算定します。(月額料金)
初期加算 ※対象者のみ		32円	64円	96円	320円	自宅・他施設等から当施設へ新たに入所した日より、最大30日間に限り算定されます。
安全対策体制加算 ※新規入所時に限り1回		月額21円	月額42円	月額63円	月額213円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている際、新規入所時に限り1回算定されます。
外泊時費用 ※対象者のみ		262円	525円	788円	2,627円	施設入所後、入院や外泊で一時的に施設とならなかった際、最大6日分(入院・外泊の初日・最終日は除く)算定されます。
看取り介護加算Ⅰ		①76 ②153 ③726 ④1,367円	①153 ②307 ③1,452 ④2,734円	①230 ②461 ③2,178 ④4,101円	①768 ②1,537 ③7,262 ④13,670円	施設での看取り介護に同意の後、看取り介護が実施され、施設でお看取りさせて頂いた場合、ご逝去された日から遡って算定されます。①逝去日より前31日以上45日以下、②逝去日より前4日以上30日以下、③逝去日より前2日又は3日、④逝去日。
介護職員処遇改善加算Ⅰ		右記参照				介護サービス費合計単位×8.3%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合に合わせた額が利用者様の負担となります。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		右記参照				経験・技能のある職員に重点化を図る処遇改善の加算。介護サービス費合計単位×2.7%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合に合わせた額が利用者様の負担となります。
介護職員等ベースアップ等支援加算		右記参照				介護サービス費合計単位×1.6%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合に合わせた額が利用者様の負担となります。
居住費	従来型個室	1,171円				「利用者負担段階」等に応じた負担限度額が定められています。詳しくは係にお問い合わせください。
	多床室	855円				
食費		1,445円				
日常生活費等	日常生活費	280円				ご希望される場合は、身の回り品として日常生活に必要なもの(下記の注記をご参照ください)を提供致します。
	理美容代	2,000円～				ご希望される場合は、理容及び美容サービスを、ご利用いただけます。
	教養娯楽費	20円				ご希望される場合は、レクリエーション及びクラブ活動等にご参加いただけます。
	出納費	40円				ご希望される場合は、預け金(小口現金及び普通預金)を設定し、保管管理及び出入金代行のサービスをご利用頂けます。

#### 注記

#### 【日常生活費の内容】

オンボリ等タオルセットのリース、歯ブラシ・歯磨粉・義歯用洗浄剤・洗口液、シェーバー、ティッシュペーパー、テレビ・ラジオ等利用者持込の電気製品の電気料・乾電池、食事用エプロン、スキンケアクリーム、湯たんぽ等。